

## 目次

|                                                              |    |
|--------------------------------------------------------------|----|
| I. 建設工事に係る「低入札価格調査基準価格」及び「最低制限価格」の算定式について(令和6年4月1日運用改定)..... | 2  |
| II. 「施工体制台帳」及び「工事費内訳書」の取扱いについて .....                         | 4  |
| III. 現場代理人の常駐義務緩和及び兼任に関する運用について.....                         | 7  |
| IV. 主任技術者等の専任緩和及び兼任に関する運用について.....                           | 9  |
| V. 建設工事に伴う条件付一般競争入札の現場代理人及び主任技術者等の取扱いについて.....               | 11 |
| VI. 建設工事等現場における安全管理の徹底について.....                              | 12 |
| VII. 電子契約の導入について .....                                       | 13 |

詳細、様式等は鹿屋市ホームページをご確認ください。

・建設工事及び建設関連業務委託に係る最低制限価格制度・低入札価格調査制度の運用（令和 6 年 4 月 1 日一部改訂）

<https://www.city.kanoya.lg.jp/keiyaku/shise/nyusatsu/sonota/saiteiseigennkakaku.html>

・「工事費内訳書」の取扱いについて

<https://www.city.kanoya.lg.jp/keiyaku/shise/nyusatsu/oshirase/koujihiuchiwakesho.html>

・現場代理人の兼任に関する運用の試行について

<https://www.city.kanoya.lg.jp/keiyaku/shise/nyusatsu/sonota/jochugimukanwa.html>

・建設工事に伴う条件付一般競争入札の現場代理人及び主任技術者等の取扱いについて

<https://www.city.kanoya.lg.jp/keiyaku/shise/nyusatsu/oshirase/kensetsukoujigenba.html>

・入札契約制度／電子入札

<https://www.city.kanoya.lg.jp/keiyaku/shise/nyusatsu/denshinyusatsu/denshi-nyusasu.html>

・電子契約の導入について

<https://www.city.kanoya.lg.jp/chijyouhou/digital/denshikeiyaku.html>

### 【問合せ先】

鹿屋市総務部

財政課契約検査室

TEL : 0994-31-1178

## I. 建設工事に係る「最低制限価格」及び「低入札価格調査基準価格」の算定式について（令和6年4月1日運用改定）

市が発注する建設工事について、工事の品質確保と建設業の健全な発展をより一層図るため、「最低制限価格」及び「低入札価格調査基準価格」の算定式を下記のとおりとします。

※令和6年4月1日より運用見直し（端数処理）を行っています。

端数処理の方法：算定して得た額の千円未満を切り上げ、千円単位とします。

|                  | 見直し前       | 見直し後            |
|------------------|------------|-----------------|
| 最低制限価格等（税込）      | 小数点以下切捨て   | <b>千円未満切上げ</b>  |
| 最低制限価格等の 100/110 | 小数点以下切上げ   | 小数点以下切上げ        |
| 最低制限価格の割合        | 小数点2位以下切上げ | <b>小数点以下切捨て</b> |

### 1 算出方法

低入札価格調査基準価格及び最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった下記の式で算出される額（K）の合計額に、110/100 を乗じて得た額（**千円未満切上げ**）とする。ただし、その額が予定価格に 10 分の 9.2 を乗じて得た額を超える場合にあっては 10 分の 9.2 を乗じて得た額（**千円未満切上げ**）とし、予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額に満たない場合にあっては 10 分の 7.5 を乗じて得た額（**千円未満切上げ**）とする。

$$\text{※} K = A + B + C + D$$

A：直接工事費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額

B：共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額

C：現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額

D：一般管理費の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額

（A、B、C、Dのそれぞれの計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て 1 円単位とする。）

### 2 適用日

令和6年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う案件から適用します。

調査基準価格・失格基準価格は低入札価格調査制度の対象工事（総合評価落札方式）が対象です。

## <最低制限価格・調査基準価格>

|           |               |   |      |   |               |           |
|-----------|---------------|---|------|---|---------------|-----------|
| 直接工事費     | 17,137,166    | × | 0.97 | = | 16,623,051    | 小数点以下切捨て  |
| 共通仮設費     | 1,627,000     | × | 0.90 | = | 1,464,300     | //        |
| 現場管理費     | 6,153,000     | × | 0.90 | = | 5,537,700     | //        |
| 一般管理費     | 4,730,834     | × | 0.68 | = | 3,216,967     | //        |
| 合計額       | 29,648,000    |   |      |   | 26,842,018    | //        |
| 消費税相当額    | 2,964,800     |   |      |   | 2,684,201     | //        |
| 設計額（予定価格） | 32,612,800（A） |   |      |   | 29,526,219（B） | 最低制限価格基礎額 |



|                                                                        |                   |     |                  |
|------------------------------------------------------------------------|-------------------|-----|------------------|
| 最低制限価格                                                                 | <u>29,527,000</u> | （C） | <u>Bの千円未満切上げ</u> |
| 最低制限価格の100/110（C×100/110）                                              | <u>26,842,728</u> | （D） | 小数点以下切上げ         |
| 最低制限価格の割合（C÷A 92%≧率≧75%）<br>（範囲内かを確認 30,004,000≧29,527,000≧24,460,000） | <u>90%</u>        | （E） | <u>小数点以下切捨て</u>  |

※（C÷A）が92%を超える場合は、（A）に92%を乗じて得た額の千円未満を切上げた額を最低制限価格（C）とする。

※（C÷A）が75%未満となる場合は、（A）に75%を乗じて得た額の千円未満を切上げた額を最低制限価格（C）とする。

## <失格基準価格>

|           |               |   |      |   |               |           |
|-----------|---------------|---|------|---|---------------|-----------|
| 直接工事費     | 17,137,166    | × | 0.90 | = | 15,423,449    | 小数点以下切捨て  |
| 共通仮設費     | 1,627,000     | × | 0.80 | = | 1,301,600     | //        |
| 現場管理費     | 6,153,000     | × | 0.80 | = | 4,922,400     | //        |
| 一般管理費     | 4,730,834     | × | 0.55 | = | 2,601,958     | //        |
| 合計額       | 29,648,000    |   |      |   | 24,249,407    | //        |
| 消費税相当額    | 2,964,800     |   |      |   | 2,424,940     | //        |
| 設計額（予定価格） | 32,612,800（A） |   |      |   | 26,674,347（B） | 失格基準価格基礎額 |



|                           |                   |     |                  |
|---------------------------|-------------------|-----|------------------|
| 失格基準価格                    | <u>26,675,000</u> | （C） | <u>Bの千円未満切上げ</u> |
| 失格基準価格の100/110（C×100/110） | <u>24,250,000</u> | （D） | 小数点以下切上げ         |
| 失格基準価格の割合（C÷A）            | <u>81%</u>        | （E） | <u>小数点以下切捨て</u>  |

## II. 「施工体制台帳」及び「工事費内訳書」の取扱いについて

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律において、施工体制台帳の作成・提出及び工事費内訳書の提出が義務付けられています。

本市においても、下記のとおり取り扱うこととしております。

### 1 施工体制台帳の作成・提出について

公共工事を受注した建設業者が下請契約を締結した時は、その下請金額に関わらず、施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出することが義務付けられています。

本市においても、平成27年4月1日以降に契約を締結する建設工事について適用しています。

### 2 工事費内訳書の提出について

建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、入札金額の内訳を記載した書類提出が義務付けられています。

#### (1) 提出様式

提出を求める「工事費内訳書」の様式は、別紙の記載例を標準とします。

なお、別紙の様式以上に詳細に記載した内容であれば、各者が独自に作成した様式を使用しても差し支えありません。

#### (2) 提出時期

電子入札の場合：入札書の提出と同時（入札書に添付して提出）

紙入札の場合：入札書の提出時（委任状を求める際と同時）

#### (3) 工事費内訳書の審査について

提出された工事費内訳書は、審査を行います。その内容が標準的な積算と比較して大幅に異なっている場合等には、内容の説明を求めることがあります。

- ・工事費内訳書記載例（別紙1）
- ・参考資料：「市発注建設工事入札参加者の皆様へ」（別紙2）

## 「工事費内訳書」記載例

## 注意事項

令和〇〇年〇月〇日

鹿屋市長 〇〇 〇〇 様

住所 鹿屋市〇〇町〇〇番〇号

株式会社 〇〇建設

氏名 代表取締役 〇〇〇〇

紙による代理入札のみ→ 代理人 〇〇〇〇 印

## 工 事 費 内 訳 書

|       |                  |
|-------|------------------|
| 工 事 名 | 道路新設工事(〇〇工区)     |
| 工事場所  | 市道〇〇線 鹿屋市〇〇町〇〇地内 |

| 工種等            | 見積金額(円) |  |  |  |   |   |   |   |   |   |   | 割合<br>(%) |     |
|----------------|---------|--|--|--|---|---|---|---|---|---|---|-----------|-----|
| 道路改良           |         |  |  |  | 6 | 1 | 3 | 9 | 7 | 0 | 6 | 2         | 100 |
| 土工             |         |  |  |  | 1 | 8 | 1 | 8 | 6 | 1 | 5 | 2         | 30  |
| 法面工            |         |  |  |  | 1 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 4 | 3         | 25  |
| 擁壁工            |         |  |  |  | 2 | 3 | 8 | 5 | 4 | 9 | 1 | 5         | 39  |
| 雑工             |         |  |  |  |   | 3 | 6 | 7 | 7 | 0 | 5 | 2         | 6   |
| 直接工事費          |         |  |  |  | 6 | 1 | 3 | 9 | 7 | 0 | 6 | 2         | 100 |
| うち材料費          |         |  |  |  | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇         |     |
| うち労務費          |         |  |  |  | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇         |     |
| 共通仮設費計         |         |  |  |  |   | 5 | 7 | 0 | 3 | 7 | 8 | 7         |     |
| 純工事費           |         |  |  |  | 6 | 7 | 1 | 0 | 0 | 8 | 4 | 9         |     |
| 現場管理費          |         |  |  |  | 1 | 0 | 4 | 7 | 4 | 4 | 4 | 2         |     |
| うち法定福利費の事業主負担額 |         |  |  |  | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇         |     |
| うち建退共制度の掛金     |         |  |  |  |   |   | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇         |     |
| 工事原価           |         |  |  |  | 7 | 7 | 5 | 7 | 5 | 2 | 9 | 1         |     |
| 一般管理費計         |         |  |  |  |   | 8 | 7 | 5 | 9 | 7 | 0 | 9         |     |
| 工事価格           |         |  |  |  | 8 | 6 | 3 | 3 | 5 | 0 | 0 | 0         |     |
| うち安全衛生経費       |         |  |  |  |   | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇         |     |

株式会社 〇〇建設

※建築用の場合、「工事原価のうち法定福利費の事業主負担額」

※建築用の場合、「工事原価のうち安全衛生経費」

※複数枚になる場合は、欄外下段に会社名を記載のこと。

※日付は、応礼日を記載する。

※住所欄は、入札参加者の所在地、氏名欄は、商号又は名称、代表者名を記載する。

※代理による入札の場合は、代理人氏名も記載する。  
(電子入札の場合は代表者名)※紙入札の場合は必ず押印のこと。  
(印:代表者印または代理人印)

※電子入札の場合押印不要

※紙入札の場合、記載事項を加除訂正した際は、該当箇所に訂正印を押印する。

※工事名、工事場所は、入札指名通知書又は公告文に基づき記載する。

※工事の工種ごとに見積金額を記載する。

※積算体系のレベル2「工種」まで記載する。

※直接工事費については、各工種一式にて計上し記載する。

※「割合」欄には、直接工事費に対する工種ごとの割合(%)を記載する。

※「工事価格」(見積金額)と入札額は、同じ金額を記載してください。

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第12条の規定により  
令和7年12月12日以降に指名通知又は入札公告を行う全ての建設工事の入札につ  
いて、建設業者は、入札の際に提出する「工事費内訳書」（入札金額の内訳書）に  
材料費、労務費、及び当該公共工事に従事する労働者による適切な施工を確保す  
るために不可欠な経費として国土交通省令で定めるもの、その他当該公共工事の  
施工のために必要な経費を記載することが義務付けられました。

市発注建設工事の入札に参加の際は、以下の点に注意して提出してください。

- 1 「工事費内訳書」の見積金額は、入札額を記載してください。  
 ※ 適正な労務費の確保を目的として確認を行うため、見積金額と入札額は、同じ金額を記載  
 してください。
- 2 「工事費内訳書」は、電子入札の場合は入札書に添付して、紙入札の場合は入札書の提出時  
（委任状の提出と同時）に提出してください。
- 3 「工事費内訳書」は、できるだけ市が示した様式を使用し、別添の記載例を参考に閲覧設計  
書に基づき積算体系のレベル2「工種」まで記載してください。  
 なお、別添の様式以上に詳細に記載した内容であれば、各企業が独自で作成された様式を使用しても差し支えありません。
- 4 提出された「工事費内訳書」は、以下のとおり取り扱います。
  - (1) 提出された「工事費内訳書」は、返却しません。
  - (2) 提出された「工事費内訳書」は、入札関係書類（公文書扱い）として保管します。
  - (3) 発注機関の指示による修正等を除き、提出された「工事費内訳書」の引換え、変更又は撤回（取消）は認めません。
  - (4) 提出された「工事費内訳書」は、必要に応じ公正取引委員会及び警察本部に提出する場合があります。
- 5 以下に該当する入札参加者の入札は無効の対象となりますので、注意してください。

|                    |                     |                                        |
|--------------------|---------------------|----------------------------------------|
| (1) 未提出の場合         | 「工事費内訳書」が提出されていない場合 |                                        |
| (2) 未提出であると認められる場合 | ア                   | 「工事費内訳書」の一部が提出されていない場合（白紙の場合も含む。）      |
|                    | イ                   | 「工事費内訳書」と無関係な書類である場合                   |
|                    | ウ                   | 他の工事の「工事費内訳書」である場合                     |
|                    | エ                   | 「工事費内訳書」に押印が欠けている場合（電子入札により提出する場合を除く。） |
|                    | オ                   | 指名通知書又は入札説明書に指示された事項を満たしていない場合         |

※ 項目（日付、契約相手方（市長名）、住所、氏名（商号）、工事名、工事場所等）の誤字、脱字、記載漏れ（工種等の一部記載漏れを含む。）も、無効となる場合がありますので御注意ください。

※ 当面の間、材料費等の金額の記載がなくても、「未提出であると認められる場合」には、あたらないものとします。

※ 提出された工事費内訳書は、開札後に対象者のものを確認します。

- 6 電子入札システムで提出する場合の留意事項

- (1) 「工事費内訳書」は、以下の種類のファイルとすること。

**（PDFファイル、XPSファイル）**

※作成方法は電子入札システムポータルサイトをご参照ください。

なお、ファイルの圧縮は、できる限りしないようにすること。

- (2) 「工事費内訳書」のファイル名は、（会社名）＋（工事名）とすること。

例：(株)〇〇建設△△工区.pdf、(株)〇〇建設△△工区.xps... など工事名については、工事箇所、工区名が判別できれば、簡略化してよい。

### III. 現場代理人の常駐義務緩和及び兼任に関する運用について

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金額の変更、契約の解除等を除く。）を処理する受注者の代理人であることから、発注者との常時の連絡に支障を来さないよう、工事現場への常駐が義務付けられています。（建設工事請負工事契約約款第 11 条第 2 項）

#### 「常駐を要しない期間」について

以下のいずれかに該当し、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合は、当該工事への常駐は要しないものとし、他工事との兼任を認めることとする。

なお、その際には、発注者と受注者との間で設計図書もしくは工事打合簿等の書面により、その期間を明確にしておくこととする。

- (1) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）
- (2) 鹿屋市建設工事請負工事契約約款第 18 条により、工事を全面的に一時中止している期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって工場製作のみが行われている期間。また、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の現場代理人が、これらの製作を一括して運営、取締りを行うことができるものとする。
- (4) (1)から(3)に掲げる期間のほか、受注者から工事完成の通知があり、完成検査、事務手続、後片付け等のみが残っているなど、工事現場において作業等が行われていない期間

#### 「兼任を認める工事」について

上記 1 のいずれかの要件を満たす場合以外にも、次の(1)から(5)を全て満たし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合、工事現場の兼任を認めるものとする。

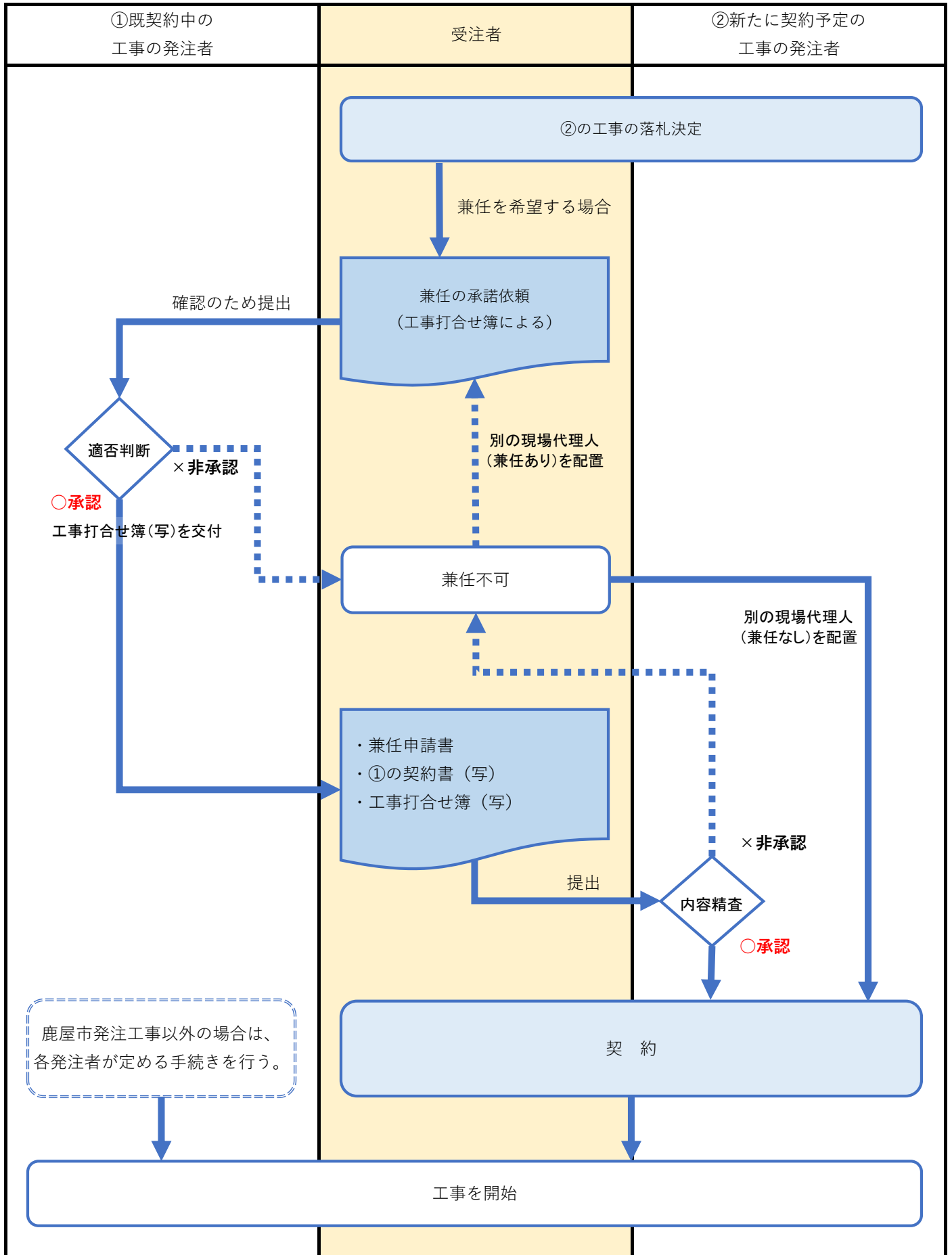
また、主たる工種が区画線工事の場合、次の(1)、(2)及び(6)の全てを満たし、工事現場における運営、取り締まり及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合は工事現場の兼任を認めるものとする。

なお、専任の主任（監理）技術者と現場代理人を兼務する場合において、専任の技術者配置の特例により他の現場と兼任が認められた工事については(2)、(4)、(5)の要件を満たすものとし、兼任できる工事は 2 件までとする。

- (1) 兼任できる工事は 3 件までとし、それぞれの工事の請負金額が 4,500 万円※未満であること。ただし、設計変更により、工事の請負金額が 4,500 万円※以上となり、各々の工事における主任（監理）技術者と現場代理人が異なる場合においては、受発注者協議の上、兼任することが出来る。
- (2) 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること。
- (3) 兼任する工事は、市内又は相互の移動が概ね 1 時間以内であること。
- (4) 発注者又は監督員が求めた場合には工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。
- (5) 兼任する現場代理人は、必ず担当工事現場のいずれかに常駐するとともに、1 日 1 回以上、担当工事現場を巡回し、現場管理等に当たること。
- (6) 兼任する現場代理人は、必ず担当する工事現場のいずれかに常駐するとともに、それぞれの現場稼働日は重複しないこと。

※ 建築一式工事は、9,000 万円

# 現場代理人の兼任に係る事務手続きフロー



※余裕期間設定工事の場合は、工事開始日に提出すること。

## IV. 主任技術者等の専任緩和及び兼任に関する運用について

公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で、工事1件の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合：9,000万円）以上のものについては、工事現場ごとに専任の主任技術者を配置しなければなりません。

工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額が5,000万円（建築一式工事の場合8,000万円以上）以上となる場合には、主任技術者に代えて監理技術者を置くことになります。

ただし、建設業法及び建設業法施行令において、主任技術者又は監理技術者（主任技術者等）の専任義務の緩和規定が以下のとおり設けられています。

なお、詳細は「監理技術者制度運用マニュアル（最終改正 令和7年1月28日）」をご確認ください。

### 「兼任を認める工事」について

#### (1) 情報通信機器の活用等により兼任する場合（専任特例1号）

以下の全ての要件に適合する場合に、2件の工事現場を兼任することができます。

- ① 各建設工事の請負代金の額が1億円未満（建設工事の場合は2億円未満）であること。
- ② 工事現場間の距離が1日の勤務時間内に巡回可能であること。（おおむね2時間以内）
- ③ 下請次数が3を超えていないこと。
- ④ 連絡員を当該工事現場に置いていること。
- ⑤ 施工体制を確認するために情報通信技術を利用する措置を講じていること。
- ⑥ 人員配置計画書を作成し、各工事現場に備え置くこと。
- ⑦ 現場状況の確認をするために必要な情報通信機器が設置され、利用する環境が確保されていること。

#### (2) 監理技術者を補佐する者を工事ごとに専任で配置する場合（専任特例2号）

監理技術者を補佐する者として監理技術者補佐を工事ごとに専任で配置する場合、工事現場2件まで、監理技術者が兼任することができます。

#### (3) 密接な関係のある建設工事を専任の主任技術者が兼任できる場合（令第27条第2項）

市発注工事で専任の主任技術者を置くこととされている工事を対象とし、当面の間、以下の要件を満たす場合は、他工事の主任技術者との兼任を認めます。ただし、この取扱いは、監理技術者には適用されません。

- ① 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であること。（施工にあたり相互に調整を要する工事については、「資材の調達を一括で行う場合」や「工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合」等が含まれる。）
- ② 工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所であること。
- ③ 同一の建設業者が施工する場合であること。
- ④ 一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件とする。

## 「専任を要しない期間」について

以下のいずれかに該当し、発注者と受注者との間で設計図書もしくは工事打合簿等の書面により、その期間が明確になっている場合は、専任を要しないものとします。

- (1) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間。（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）
- (2) 鹿屋市建設工事請負工事契約約款第 18 条により、工事を全面的に一時中止している期間。
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって工場製作のみが行われている期間。また、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の主任(監理)技術者が、これらの製作を一括して運営、取締りを行うことができるものとする。
- (4) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間。

## V. 建設工事に伴う条件付一般競争入札の現場代理人及び主任技術者等の取扱いについて

電子による条件付一般競争入札では、建設工事の入札を実施する際、入札参加申込み受理後、開札までの間に入札参加資格を審査する事前審査方式により開札手続きを行っていますが、事前審査の入札参加資格審査及びそれに伴う現場代理人及び主任技術者の取り扱いについては、下記のとおりです。

落札決定日から契約日までの間であって、要件を満たす場合に限り、現場代理人及び主任技術者等の変更は可能とする。

また、変更する場合は発注課に内諾を得るものとし、変更後の現場代理人及び主任技術者等が他公共工事と兼務となる場合は、市発注工事における現場代理人及び主任技術者等の取扱いのとおりとするものとする。

なお、余裕期間設定契約制度を活用した工事については、上記に加え、契約日から着手日1日前までも変更可能とするが、変更する際には「現場代理人等選任（変更）通知書」を届け出るものとする。

同じ現場代理人及び技術者で、同一日に開札する複数の案件に参加申込できますが、現場代理人については原則常駐が義務付けられているため、現場代理人が重複する場合は、開札順に先に落札したものを落札決定とし、以降の案件については失格といたします。

## VI. 建設工事等現場における安全管理の徹底について

### 厳守事項

#### 1 工事等現場の安全対策の徹底

道路上等の施工においては、バリケード、保安灯、標示板等の保安施設等により一般市民等に対して注意を喚起する等の適切な措置を講じること。また、日没後の作業について保安施設等が確実に識別できるように対策を行うこと。

#### 2 地域住民等の安全確保

地域住民等の安全を確保するため、工事着工前の周辺住民への周知徹底や、関係法令を遵守した安全確保に万全の措置を講じること。

#### 3 安全教育・訓練等の徹底

『施工計画書』には、当該工事等の内容に応じた安全教育・訓練等の具体的な計画を記載し確実に実施すること。

#### 4 道路使用許可等について

ナンバー取得のない重機については、公道における走行はできないので、道路交通法など法令遵守の徹底を図ること。

工事等で道路を使用する場合は、所轄警察署の道路使用許可を受けること、また、道路内に工作物、物件等を設け、継続して道路を使用する場合は、道路管理者の道路占用許可を受けること。

#### 5 建設機械の適正使用

建設機械を使用する場合は、使用機械の点検整備の徹底、建設機械の作業範囲への立入禁止、誘導員の適正配置、機械足場の確保及びアウトリガーの適正据付、荷重の超過防止等に留意すること。また、建設機械の目的外使用、無資格者の操作は絶対にさせないこと。

#### 6 資材運搬時等の事故防止

資材等の運搬時の事故を防止するため、適切な安全対策を講じるとともに、過積載をしないよう、協力会社も含めた指導を徹底して行うこと。

#### 7 関係法令の遵守

「労働安全衛生法」その他関係法令等に定めるところによるほか「土木工事安全施工技術指針」「建築工事安全施工技術指針」等を参考に安全確保に努めること。

#### 8 その他

1から7に記載したほか、設計図書で指定した仕様書等に基づき、常に工事の安全に留意し現場管理を行い事故の防止に努めること。また、事故等が発生した場合は、速やかに市へ報告すること。

## VII. 電子契約の導入について

本市では、電子契約サービス（クラウドサイン）を導入しました。

インターネットを使用して、無料で利用することができます。

（法令等の定め、契約の内容等により、書面（紙）による契約をお願いする場合があります。）

### 1. 電子契約とは

従来の紙の契約書に代わり、オンライン上で契約を締結する方法です。

メールを受信できる環境があれば、利用できます。

### 2. 利用の流れ

- （1）落札決定後、電子契約利用届を提出
- （2）確認依頼メール受信
- （3）契約内容承認
- （4）契約締結完了、契約書 PDF 保管

### 3. その他

従来どおり、書面（紙）による契約も可能です。電子契約の利用を必須とするものではありません。